平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで													
学校医及び学校歯科医の率	〇・九四	〇・九三	〇・八九	〇・八三	〇・八一	〇・七九							
学校薬剤師の率	〇・九四	〇・九〇	〇・九三	〇・九一	〇・八九	〇・八六							
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで													
学校医及び学校歯科医の率	〇・九四	〇・九三	〇・八九	〇・八三	〇・八一	〇・七九							
学校薬剤師の率	〇・九四	〇・九〇	〇・九三	〇・九一	〇・八九	〇・八六							
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで													
学校医及び学校歯科医の率	〇・九四	〇・九三	〇・八九	〇・八三	〇・八一	〇・七九							
学校薬剤師の率	〇・九四	〇・九〇	〇・九三	〇・九一	〇・八九	〇・八六							
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで													
学校医及び学校歯科医の率	〇・九四	〇・九三	〇・八九	〇・八三	〇・八一	〇・七九							
学校薬剤師の率	〇・九四	〇・九〇	〇・九三	〇・九一	〇・八九	〇・八六							
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで													
学校医及び学校歯科医の率	〇・九五	〇・九五	〇・八七	〇・八五	〇・八二	〇・八一	〇・八八						
学校薬剤師の率	〇・九六	〇・九二	〇・九一	〇・九二	〇・九一	〇・八八							
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで													
学校医及び学校歯科医の率	〇・九六	〇・九六	〇・八八	〇・八六	〇・八三	〇・八二	〇・八九						
学校薬剤師の率	〇・九六	〇・九三	〇・九二	〇・九三	〇・九二	〇・八九							
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで													
学校医及び学校歯科医の率	〇・九六	〇・九六	〇・八八	〇・八六	〇・八三	〇・八二	〇・八九						
学校薬剤師の率	〇・九六	〇・九三	〇・九二	〇・九三	〇・九二	〇・八九							
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで													
学校医及び学校歯科医の率	〇・九六	〇・九六	〇・八八	〇・八六	〇・八三	〇・八二	〇・八九						
学校薬剤師の率	〇・九六	〇・九三	〇・九二	〇・九三	〇・九二	〇・八九							
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで													
学校医及び学校歯科医の率	〇・九五	〇・九五	〇・九二	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇	〇・九二						
学校薬剤師の率	〇・九五	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二						
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで													
学校医及び学校歯科医の率	〇・九五	〇・九五	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二						
学校薬剤師の率	〇・九五	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二						

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで													
学校医及び学校歯科医の率	〇・九五	〇・九五	〇・九二	〇・九二	〇・九〇	〇・九〇	〇・九二						
学校薬剤師の率	〇・九五	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二						
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで													
学校医及び学校歯科医の率	〇・九五	〇・九五	〇・九二	〇・九二	〇・九〇	〇・九〇	〇・九二						
学校薬剤師の率	〇・九五	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二						
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで													
学校医及び学校歯科医の率	〇・九五	〇・九五	〇・九二	〇・九二	〇・九〇	〇・九〇	〇・九二						
学校薬剤師の率	〇・九五	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二						

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から平成二十四年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二年十月一日から平成二十四年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。

○文部科学省告示第六十八号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

文部科学大臣　平野　博文

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、〇二八円	一二、九五四円
二十五歳以上三十歳未満	五、六四八円	一三、〇九〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、二〇八円	一五、九四四円
三十五歳以上四十歳未満	六、六四七円	一八、四九八円
四十歳以上四十五歳未満	六、九二五円	二一、六八五円
四十五歳以上五十歳未満	六、九〇三円	二三、五二四円
五十歳以上五十五歳未満	六、五五一円	二四、五五一円
五十五歳以上六十歳未満	五、七五七円	二三、〇五二円
六十歳以上六十五歳未満	四、六〇二円	一九、〇九〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一五、二四七円
七十歳以上	三、九五〇円	一二、九五四円